

# 登記相談は 予約制 です

仙台法務局では、登記相談を希望される皆様に待ち時間なくご利用いただけるよう、登記相談を予約制にしています。

★相談の予約は、平日、午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時までです。取扱時間の異なる法務局もありますので、予約の際にご確認ください。

## 【予約申込み連絡先】

仙台法務局	土地・建物 022-225-5767 会社・法人 022-225-5748
塩竈支局	022-363-0065
大河原支局	0224-52-6053
古川支局	0229-22-0509
石巻支局	0225-22-6188
登米支局	0220-52-2070
気仙沼支局	0226-22-6692
名取出張所	022-382-3694

※ 管轄については、仙台法務局ホームページでご確認ください。

大和・栗原各証明サービスセンターでは、登記相談は行っておりません。

<http://houmukyoku.moj.go.jp/sendai/table/shikyokutou/all.html>

右のQRコードもご利用ください。



## 【お知らせ】

- 1 予約の空き時間は上記にお問い合わせください。また、その際、お名前・連絡先の電話番号及び相談の内容をお知らせください。
- 2 相談は、申請人本人又はその親族（会社等は自社）に限らせていただきます。関係する書類等をご持参ください。
- 3 相談時間は、20分以内とさせていただきます。
- 4 不動産登記及び会社・法人登記に関して、お客様自身が判断すべき法律判断を伴う相談は、お受けできません。
- 5 登記相談は、お客様が作成された登記申請書の内容を審査するものではありません。また、相談員が登記申請書及び添付書類等を「作成」することはできません。
- 6 予約時間に間に合うように登記窓口までお越しください。  
なお、予約時間から10分以上遅れた場合は、当日中に相談をお受けできない場合があります。

## 【登記の申請を検討されている方へ】

登記の申請は、司法書士などの資格者代理人に委任するか、又は申請人ご自身が行うことができます。

申請人ご自身で行う場合、その種類によっては、内容が複雑なもの、多くの証明書等を必要とするもの、測量の技術を必要とするものなどがあり、相当の労力と時間を要する場合があります。

このような場合は、**司法書士**や**土地家屋調査士**に申請手続を委任して行うことができます。

なお、ご自身で登記の申請をされる場合で、**登記の申請書の作成方法**等が分からない場合は、法務局で相談に応じますが、登記申請書はご自身で作成していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

登記申請書の書式については、法務局ホームページをご覧ください。

不動産登記 <http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>



商業・法人登記 <http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>



## ご自身でされる方は、次の注意事項を必ずお読みください。

- ① 登記の申請をご自身でされる場合は、ご自身で登記申請書を作成の上、必要な添付情報とともに管轄する法務局（登記所）に提出してください。  
なお、登記の申請に関し不明な点があれば、お近くの法務局（登記所）で相談することができます。  
**登記相談は予約制**としておりますので、事前に電話等で相談日時を予約願います。
- ② 相談される際は、次の書類を準備された上でお越しいただけると、より具体的に相談に応じることができますので、ご協力願います。
  - ・不動産（土地・建物）  
登記申請の対象となる不動産の登記事項証明書（又は要約書）、登記済証（権利証）、申請に必要とされる提出書類（添付情報）
  - ・商業・法人（会社等）  
登記申請の対象となる会社・法人の定款等及び登記事項証明書（又は要約書）、申請に必要とされる提出書類（添付情報）
- ③ 司法書士や土地家屋調査士などの資格を持っていない方が他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場合がありますので、ご注意願います。